



市民税課
松岡秀

申告の時期は
窓口が大変混み合います。
早めの申告と
公共交通機関の利用に
ご協力をお願いします。

税金に関する お知らせ

**軽自動車税の届出は
確実にしましょう**

軽自動車税は、軽自動車等の所有者に課税されます。取得・廃車・名義変更・住所変更等をするときには届出が必ずです。

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の異動の届出は3月31日までに済ませましょう。
※軽自動車税は、自動車税とは異なり、年度の途中に廃車や名義変更をしても税金は戻りません。

※県外で軽自動車・2輪の小型自動車の廃車などの登録

軽自動車等の種類と異動に関する届出窓口

区分	総排気量	届出窓口
軽自動車 (3輪以上)	660cc 以下	軽自動車検査協会 (☎050-3816-1831)
2輪車	自動2輪 250cc 超	青森運輸支局 (☎050-5540-2008)
	軽2輪 250cc 以下	(一社)全国軽自動車 協会連合会 (☎017-739-0441)
原動機付 自転車	125cc 以下	市民税課 (☎017-734-5192)
小型特殊 自動車	—	浪岡事務所納税支援課 (☎0172-62-1186)

※普通・大型などの自動車は、自動車税(県税)が課税されます。届出窓口は青森運輸支局です。

変更をした場合は、本市からの課税を止める手続が必要です。詳しくは、市民税課までお問合せください。

課税対象の軽自動車等▼原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車

納税通知書の発送▼5月中旬納期限▼5月31日(金)

※軽自動車税には身体障がい者等に係る減免制度があります。申請期間は納税通知書が届いてから納期限までです。

市民税課
(☎017-734-5192)

市・県民税の申告を受け

平成31年度市・県民税の申告を、2月18日(月)から3月15日(金)まで受付します(土・日曜日を除く)。

市・県民税申告受付会場

旧青森市の区域のかた

▼アウガ6階申告受付会場

午前8時30分～午後6時

(午前8時15分開場)

旧浪岡町の区域のかた

▼浪岡庁舎2階中会議室

午前9時30分～午後3時30分

※地区ごとに口時指定。

本紙1月15日号参照。

市民税課

(☎017-734-5193)

市税等の納期限 今月 納めていただくのは

今月納めていただく市税等の納期限は、2月28日(木)です。忘れずに納めましょう。

①国民健康保険税(普通徴収分) 第8期分

②後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第8期分

③介護保険料(普通徴収分) 第8期分

市税などの平日夜間納付相談

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付に関する相談を20:00まで受付。電話相談もできます。

■納税支援課(駅前庁舎 ☎017-734-5209)

2月18日(月)～21日(木)・25日(月)～28日(木)

■浪岡事務所納税支援課(浪岡庁舎 ☎0172-62-1141)

2月25日(月)～28日(木)

- ④児童保育負担金(保育料) 第11期(2月)分
- ⑤市営住宅使用料2月分
- ⑥市営住宅駐車場使用料2月分
- ⑦放課後児童会負担金2月分
- ⑧納税支援課
- ⑨子育て支援課
- ⑩子育て支援課
- ⑪子育て支援課
- ⑫子育て支援課
- ⑬子育て支援課
- ⑭子育て支援課
- ⑮子育て支援課
- ⑯子育て支援課
- ⑰子育て支援課
- ⑱子育て支援課
- ⑲子育て支援課
- ⑳子育て支援課

放課後児童支援員を募集しています

保護者が共働きなどのため、日中不在となる家庭の小学生を対象に開設している放課後児童会で、遊びや生活の支援を行う「放課後児童支援員」及び「代用支援員※」を募集しています。詳細はお問合せください。※放課後児童支援員が休んだときに代替として勤務（土曜日、学校休業日のみの勤務も可）

勤務日時▽①月～金曜日：午後1時～6時30分▽②学校休業日の月～金曜日：午前8時～午後6時30分▽③土曜日：午前8時～午後6時
 ※②③は早番・遅番あり

勤務場所▽青森地区及び浪岡地区の放課後児童会
 応募資格▽保育士、社会福祉士の資格、もしくは幼稚園、小・中・高等学校の教諭となる資格を有するかた／高等学校卒業業者等であり、放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事したかた／5年以上放課後児童健全育成事業に従事したかた

賃金▽時給920円
 甲冑子育て支援課
 ☎017-734-5348

第9回青函パートナーシップ構築懇談会参加事業所募集

青森・函館の両会議所では、青函でのビジネスマッチングを支援する「パートナーシップ構築懇談会」を開催します。販路開拓や技術提携をはじめ、異業種交流、ビジネス拡大の機会です。詳しくは青森商工会議所ホームページ（<http://www.acci.or.jp/>）をご覧ください。

☎2月26日（火）午後2時30分

所 青森国際ホテル
 甲冑 2月20日（水）までに、
 青森商工会議所（☎017-734-1131）へ

業種・業態問わず、どなたでも参加できます。たくさんのかたのお申込みお待ちしております。



青森商工会議所
 五戸徳美さん

市街化調整区域内でのトラブル防止のためにご相談ください

市街化調整区域は、都市計画法及びその他関係法令により市街化を抑制する区域とされており、規模の大小にかかわらず開発行為及び建築行為（用途の変更も含みます）が大きく制限されています。法令に違反すると監督処分等を受けることとなりますので、該当する区域についての確認のほか、次に該当するかたは、市役所柳川庁舎 建築指導課まで事前にご相談ください。

- 区域内での開発行為又は建築行為（用途の変更も含みます）の計画があるかた
 - 区域内の土地または建物を相続したかた
 - 区域内の土地または建物について、売買（競売物件も含みます）や貸借をしようとしているかた
- ☎017-761-4529
 建築指導課

小さな掛金・大きな補償 スポーツ安全保険にご加入を！

☎スポーツ安全協会青森県支部（青森県体育協会内 ☎017-782-6984）

スポーツ安全保険は、スポーツ活動、文化、ボランティア、地域活動などの社会教育活動（4人以上の団体）を対象とした保険です。詳しくは、スポーツ安全協会ホームページ（<http://www.sportsanzen.org>）をご覧ください。

◆対象となる事故

団体活動中、往復中の事故など（自動車事故による傷害保険は適用、賠償責任保険は適用外）

◆補償内容

傷害保険（通院、入院、後遺障害、死亡）、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険

◆加入受付期間

3月1日～2020年3月30日

◆保険期間

4月1日0:00から2020年3月31日24:00まで

◆掛金

一人年額800円～11,000円（年齢、活動内容により異なります）

